

(別記2)

## 平成 21 年 度 事 業 計 画

### I 実 施 方 針

1 世界経済が百年に一度といわれる危機に直面し、实体经济が悪化する中、消費及び生産物価格の低迷など我が国の畜産業をはじめ動物関連産業をめぐる情勢には厳しいものがあるが、国民生活の安定を図る上において、農畜産物等の食料の安定供給や食の安全・安心の確保とともに、人と動物の共通感染症に対する危機管理対策の整備が強く求められている。

また、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされる中、イヌ、ネコ等の家庭動物が伴侶動物として広く一般家庭に、さらには、人の介護・福祉、学校教育分野への社会参加が進展する中、小動物医療の提供体制の整備、動物愛護・福祉対策、さらには野生動物保護をはじめとする自然環境保全対策の推進が求められる等、動物医療、獣医師の果たすべき社会的役割に対する期待は増大してきている。

2 今後とも獣医師が社会的要請に的確に応えていくためには、多様な職域に就業する獣医師について社会需要の動向に即した適正配置とともに、獣医師が担う動物医療提供の質の確保を引き続き図っていく必要がある。

3 一方、公益法人については、公益法人制度改革関連三法が施行され、施行後5年間の中で新しい公益法人制度（新公益法人制度）への移行に向けて対応が求められることとなった。

4 このような状況を踏まえ、獣医師が組織する公益法人の全国団体である日本獣医師会は、獣医学術の振興・普及をはじめ獣医事の発達と向上等を図ることを目的に関係する各職域に係る公益活動を会員である地方獣医師会とともに推進するため、平成21年度においては、特に次の事項に配慮し、事務・事業及び組織の運営を図る。

(1) 産業動物臨床、小動物臨床、畜産・家畜衛生、公衆衛生、獣医学術等の各職域の諸課題については、職域別の事業運営機関である「部会」において効果的対応を図ることとし、平成21年度においては、各部会委員会ごとに定めた別記(略)の検討テーマを検討・協議の上、対処方針等を取りまとめ、日本獣医師会及び地方獣医師会事務・事業の推進に逐次反映させるとともに、動物医療の質の向上をはじめとする動物医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努める。

また、8月を目途に、新たな部会委員会を再編成の上、

地区大会決議・要望事項に対する対応を含め、各部会委員会ごとに新たな検討テーマを定め、協議・検討を開始する。

(2) 獣医学術の振興及び動物医療技術の普及については、学術分野別の学会活動運営機関である「学会」において、各地区学会等における研究業績等を集大成、併せて獣医学術の最新の知見・動向等の特別企画を内容とした学会の年次大会を開催するとともに、日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊し、広く獣医学術の発信と業績評価等を通じ獣医師専門職の人材の育成に努める。

また、獣医師生涯研修事業を含め、動物医療技術の普及を図るため、地方獣医師会の協力の下で各種研修会等を開催する。

(3) 最近における獣医師需給の動向を踏まえ、獣医師の社会的評価の向上に努めることとし、獣医学術の普及、獣医事の向上、獣医事情報の提供対策の一環として獣医師及び動物医療の果たすべき社会的役割の市民向け普及・啓発事業を「2009動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体をはじめ、動物医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体・企業の協賛・支援の下10月3日（予定）に開催する。

(4) 新公益法人制度移行に向けての対応については、先ず移行に向けての組織、事務・事業、会計・経理全般にわたり公益法人関係三法をはじめ関連規程（ガイドラインなど）に基づく環境整備を主務官庁の指導を得ながら進める。

一方、日本動物保護管理協会からの合併提案については、本会が存続法人として同協会の事務・事業を承継することにより、本会及び地方獣医師会による獣医師会活動を通じての動物愛護・福祉の増進への一層の寄与を目指す観点に立ち地方獣医師会理解の下で、合併手続きの円滑な実施と承継する事務・事業の推進体制を準備する。

なお、新公益法人制度移行に当たっての本会及び地方獣医師会に共通する諸課題については、本会と地方獣医師会が連携しての協議を職域総合部会の常設委員会において、また、地区学会を含め学会の組織及び事業運営のあり方等については学術部会の常設委員会において引き続き協議・検討する。

(5) 地方獣医師会及び地区獣医師会連合会との連携の強化、さらには関係する職域団体との協力関係下で、本会事務・事業の円滑な運営の推進に努める。また、地区

獣医師会連合会単位で開催される役員会、協議会等の場に積極的に参加し、相互の情報・意見交換を行う一方、IT媒体等の活用を図ること等により、日本獣医師会と地方獣医師会、構成獣医師との間の情報ネットワーク化を引き続き推進する。

## II 事項別の対応

### 1 獣医師道の高揚に関する事項：

高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとし、「獣医師倫理綱領」及び「動物臨床の行動規範」等の普及・啓発に努めるとともに、獣医師道委員会の議をへて集大成した獣医師倫理関係規程集の獣医学系大学等における獣医師倫理教育課程における活用の推進を要請する。また、獣医学系大学の卒後臨床研修の場において獣医師高度職業倫理の特別研修を実施する。

### 2 獣医学術の振興・普及及び調査研究に関する事項：

(1) 日本獣医師会学会年次大会を宮崎県獣医師会との共催（開催運営委託先：宮崎県獣医師会）により、九州地区獣医師会連合会の協力の下で平成22年1月29日から31日までの3日間、宮崎市の「ワールドコンベンションセンターサミット」において開催する。また、全国各地において開催する地区学会については、各地区学会を担当する地方獣医師会に学会運営費の一部を助成する。

(2) 学会については、学術分野別の学会活動運営機関としての定款上の位置付けを踏まえ、効果的・効率的運営の観点から、学会の組織・事業運営に係る関係規程の整備を関係する部会委員会において検討・協議する（Iの4の(1)に前掲）。

また、学会と日本学術会議、日本獣医学会等の獣医学術関係団体との連携を図りながら獣医学術の振興に努める。

(3) 日本獣医師会雑誌（日獣会誌）については、獣医学術の振興・普及とともに獣医学術・獣医事情報の提供及び獣医師専門職の人材養成を担う学術情報媒体としての整備を推進することとし、構成獣医師をはじめ社会の多様なニーズに応えるべく、引き続き、「論説」、「総説」及び「解説・報告」等の充実を図る一方、「診療室」、「地方会だより」、「意見」等のコラム・意見開陳欄において積極的な投稿を求める等により、獣医事及び獣医学術情報の提供媒体としてより魅力ある誌面の提供に努める。

また、日獣会誌のうち学会学術誌については、構成獣医師等から投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載する等により専門職としての人材養成に資するとともに、獣医学術情報の広く内外への発信・提供に努め

る。

(4) 獣医学術奨励賞については、関係する産業界の協力を得て、産業動物、小動物及び公衆衛生の三部門についてそれぞれ学術賞、奨励賞及び功労賞を授与し学術研究活動を奨励する。

### 3 獣医学教育の充実に関する事項：

獣医学教育改善については、今後の獣医師の需給動向等を踏まえたうえで、社会の期待に応え得る獣医学教育と研究基盤の強化を図るためには、「獣医学教育の改善目標」に即し、学部体制への整備が不可欠であるとの観点に立ち、関係機関、獣医学系大学等に対する施策提言の活動を含め、引き続き所要の対応に努める。

また、獣医学教育の改善・充実を目的に教育の在り方について調査研究を行うとし文部科学省が設置した「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の推進に協力する。

### 4 獣医師の研修に関する事項：

(1) 獣医師生涯研修事業を地方獣医師会をはじめ関係職域団体等の協力のもとで推進するとともに、職域分野別の技術講習会（産業動物講習会、小動物講習会、公衆衛生講習会）を地区ごとに開催し、獣医師専門職の人材養成に努める。

(2) 動物医療技術の高度化や専門分化に対応した診療獣医師に対する診療技術研修対策として、日本中央競馬会の助成による全国競馬・畜産振興会の特別振興資金畜産振興事業として、産業動物診療獣医師確保等対策事業のうち獣医師高度技術研修対策として次の事業を実施する。

#### (ア) 獣医師高度技術研修検討事業

獣医師高度技術研修検討委員会において、研修内容・実施計画等の検討を行う。

#### (イ) 獣医師高度技術研修事業

診療獣医師に対し監視伝染病等の重要感染症の診断技術とともに高度職業倫理の実地研修を獣医学系大学において行う。

### 5 獣医事の向上に関する事項：

(1) 動物臨床をはじめとする各職域の獣医事対策に係る課題の対応については、前記Iの4の(1)に掲げたとおり、各職域別の6部会の部会委員会において地方獣医師会の部会組織とも連携を確保した上で協議・検討を進める。

(2) 日本動物保護管理協会の動物愛護・福祉対策事業の推進を支援するとともに、学術・動物愛護福祉関係団体等の事業、催事等の共催、後援等を行い関係団体等との連携・協力関係の推進に努める。

(3) 中村 寛獣医学術振興基金により、獣医学術の振興（国際交流活動を含む。）及び獣医事の向上等を推進し、また、支援する。

(4) 家庭動物の個体識別の普及、推進のために動物ID普及推進会議(AIPO)が実施する動物ID普及推進事業について、AIPOの構成団体の一員として普及・推進に努める。

#### 6 獣医学術及び獣医事の国際交流に関する事項：

(1) 世界獣医学協会(WVA)、アジア獣医師会連合(FAVA)と連携・協力しつつ、獣医学術及び獣医事関係情報の収集、交換に努める。

(2) その他諸外国獣医師会等の関係者との学术交流及び情報交換に努める。

#### 7 獣医事関係の情報の提供に関する事項：

獣医学術の振興・普及をはじめ獣医事の向上等に係る情報の提供として、引き続き日本獣医師会雑誌(日獣会誌)を編集・刊行する(Ⅱの2の(3)に前掲)とともに、広報活動として、「一般向けホームページ」に加え「会員及び構成獣医師専用ホームページ」を運営し、獣医事関係の情報提供、相互の情報・意見交換を行うとともに、「メールマガジン(日獣メルマ)」を配信する。また、緊急情報の提供については、「日本獣医師会プレスリリース」により対応する。

#### 8 獣医学術関係書籍等の発行に関する事項：

適切な動物医療の提供等の獣医療の質の確保を図るため、また、獣医療技術・知識の向上を通じ獣医師専門職

の人材養成に資するため、動物用医薬品指示書等の各種獣医療証明様式のほか、獣医師生涯研修用教材、獣医学術関係書籍等を作成の上、頒布する。

#### 9 獣医師の福祉のための共済に関する事項：

獣医師福祉共済事業(獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業)の円滑な推進、普及に努める。

なお、特に事業内容を整備し平成19年度から新たに発足させた獣医師賠償共済事業(診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約)の加入の促進、獣医師総合福祉生命共済保険の加入率50パーセント以上の確保について、地方獣医師会との連携、協力関係のもとで推進する。

#### 10 その他の事項：

(1) 不動産貸付事業の適正運営とともに、固定資産の適正管理に努める。

なお、築30年を迎える新青山ビルの長期修繕工事に対処するための修繕特別積立てを前年度に引き続き行う。

(2) 上記1～9に掲げた事項以外の事項で緊急に対応する必要が生じた事項については、必要に応じ、理事会等における協議等の手続きを経たうえで実施する。